

平成 29 年度第 2 回銚子市男女共同参画計画推進委員会会議概要

【開催日時】 平成 29 年 11 月 14 日（火）13 時 30 分から 15 時 45 分まで

【開催場所】 銚子市役所 3 階 庁議室

【出席者】 飯田委員、木村委員、鏑木委員、佐野委員、工藤委員、
藤元委員、竹内委員、大日方委員、金尾委員、高橋委員
(10 名出席)

(アドバイザー) 一般社団法人女性労働協会 会長 鹿嶋 敬 氏

(オブザーバー) 千葉県総合企画部 男女共同参画課 森田主事

(事務局) 企画課 飯森課長補佐、額賀副主査
子育て支援課 岡根課長補佐、原主査

【議 事】

(1) (仮称)銚子市男女共同参画計画（第 3 次）策定について

次期計画の体系案等について、資料に基づき事務局から説明（資料 1 から資料 5）

(委員長) 内容が多岐にわたるため、基本目標ごとに協議することとする。

基本目標 I 一人ひとりの人権が尊重される社会づくり

(委 員) 全体的に市民意識調査を踏まえながら作っていただいている。今回、いくつか削除・追加が行われており、削除されている部分については、役目が終わったというよりは、施策には載せないが今後もやっていくという前提の考えでよいか。

(事務局) 資料 4 のとおり 15 施策を削除させていただく。削除理由はそれぞれある。例えば No 1 「男女共同参画出前講座の実施」や No 5 「職員研修の実施」は引き続き行っていくものである。そうであれば登載しておいてもいいのではという意見もあるかとは思いますが、全体的に施策が多くなりすぎないように、メリハリをつける意味で削除とした。

(委 員) 資料 3 中、No 4 「男女共同参画社会づくりのための情報誌の発行」No 5 「男女共同参画の視点に立った広報活動」が追加されたが、こういった効果を期待して新しい施策を登載したか。

「男女共同参画」の言葉を見たり聞いたりするが、実際の内容はわからないことが多い。広報活動で知らせるより、市内の企業の中で体制が整っている企業の表彰を行ったり、モデル的な企業や事例をつくって行くことで他の企業に「男女共同参画」が周知されるのではないか。

- (事務局) 出前講座を削除する代わりに No4 として情報誌の発行を登載した。
例として、本日お配りした“海匝・山武男女共同参画だより”をご覧ください。各地域での男女共同参画への取組を、各市町から推薦された千葉県男女共同参画地域推進員が紹介している。
本市の部分には銚子タクシー(株)が紹介され、男性職場のイメージが強いタクシー業界だが、実際は女性にとってもワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方のできる職場であることを紹介している。
このように、単純に法律を載せてもあまり効果がないので、情報誌を発行する際は、皆さまの目にとまる様に、担当が工夫する必要があると思う。新しい情報発信をしたいという思いで登載した。
- (委員) 紙媒体からは変えた方がいいと思う。例えばポジティブアクションとして市内の優秀な企業を表彰する、表彰するだけであればコストがあまりかからない。男女共同参画リーダーのようなものを作り、企業や人を指定し、目に見える形になると良いと思う。
- (委員) 情報発信の方法について、市のホームページに各事業所の紹介がされていると何かのついでに見てみようと思うのではないか。また、“ちょーぴー”や“ジオッチョ”を使用して目にとまるようにしても良いと思う。
これは企画課と秘書広報課が連携して行うものか。
- (事務局) No4 情報誌の発行については、企画課が男女共同参画の担当であり、男女共同参画の視点に立った活動報告や情報提供、“広報ちょうし”に掲載しきれなかった部分や新しい情報を提供する別の方法として、情報誌の発行を考えている。
No5 広報活動については、秘書広報課が広報紙の作成を担当する際、表現に偏りがないように画像や紙面の構成を行っていく。
- (委員) 削除の施策で No78 「男女共同参画の視点を取り入れた防災計画づくり」に男女共同参画と多様性配慮とあるが、多様性配慮とはどういったことか。
また、削除した理由は。

(事務局) 防災計画については策定済みであり、すでに基本理念及び基本視点が掲げられていて、そこには男女共同参画の視点が掲載されている。計画が策定済みのため削除した。

(委員) そういった内容が載っているということであれば削除することに問題はないが、保健所の方で災害対策として銚子、旭、匝瑳で担当者検討会を9月から始めた。内容としては、災害で盲点となる部分である。例えば、死体の安置場所や救急車が不足して病院まで負傷者などを運ぶ手段などを協議している。熊本地震で指摘されたこととして妊産婦の問題。病気でもなければ障害者でもないが、普通の避難所には居づらい、行き場がない。車内で生活する方もいたので配慮が必要である。市の計画の中にはこういった具体的な内容については、触れられていなかったもので、こういう点については、こちらが声をあげていく必要があると感じた。

(アドバイザー) 広報活動の表現方法として“海匝・山武男女共同参画だより”に「女性ならではのきめ細やかなサービス」とあるが、子育てや介護の面で、きめ細やかなやさしさで女性が適しているとなってしまうので、基本的には「女性ならではの」という表現はしない。「きめ細やかなサービス」であれば個人の特徴であり使用可能である。性別役割分担を固定化するような表現には十分注意し、チェック機能を働かせていただきたい。

基本目標Ⅱ あらゆる暴力を根絶する地域社会づくり (DV 防止基本計画)

(委員) No24 の施策に「外国人向けのリーフレット等を活用」とあるが、現時点で外国人向けの交流会や活動は市内で実施されているか。

(事務局) 11月20日に銚子市で国際交流協会が立ち上がる場所である。そこで日本語教室、交流パーティーなどを実施する予定。国際交流関係のホームページを立ち上げ、情報提供、情報発信させていただくことを考えている。

(委員) 具体的に動くのはもう少しあとになるのか。

(事務局) 年明けに新春パーティーとして、餅つき、着物を着る体験、日本舞踊を一緒に体験してもらったりするような企画を検討中である。

(委員) DV 防止教育の対象として高校生、大学生とあるが、中学生まで下げることができないのか。

- (事務局) 小中学校については、No9 の施策「人権尊重視点からの性教育の推進」で男女の心と体の違いを尊重しあうことを、学校の方で教育するという事で小中学校は No9 の施策で、高校と大学は No17・No18 の施策でカバーしていくという考えで、住み分けをしている。
- (委員) No22 の相談窓口について、小中学生が自分のお父さん、お母さんの場面を見て、相談する窓口にもなるのか、それとも大人専用か。
- (子育て) 子育て支援課で相談を受けており、子どもが来ても相談は対応している。夫婦間の相談のみならず、子どもがらみの相談など相談内容は様々ある。子どもがいる家庭で DV があると、心理的虐待などの可能性もあり、警察や学校からも連絡が入り、こちらで家庭訪問する場合も日々の業務の中にある。
- (委員) 銚子市では DV 相談の件数は年間にどれくらいか。
- (子育て) 平成 27 年度の相談件数が延べ 43 件、電話相談 17 件、来課相談 26 件。(実人数 23 人) 平成 28 年度の相談件数が延べ 27 件、電話相談 9 件、来課相談 18 件。(実人数 19 人) という相談実績になっているが、一人の方が一回で終わる場合もあるし、何度も相談に来る場合もある。一番多い相談内容が身体的暴力、次に精神的暴力となっている。
- (委員) 児童虐待についてはどうか。
- (子育て) 児童相談所の窓口相談に行ったり、銚子市の窓口に来たりと色々な窓口がある。子育て支援課の家庭相談員が受けた件数が 449 件、その中で家族関係の相談 (DV 含む) として来たのが 217 件ある。児童相談所から引き継いで家庭訪問するケースが非常に多くなっている。
- (アドバイザー) 基本目標に「あらゆる暴力を根絶する地域社会づくり」とあるが、対象は。パワハラ、マタハラ、セクハラのはこの中で救うのか、あらゆる暴力として扱うのであれば救える、ただ「DV 防止基本計画」とするならば、これらは含まれないと考えられる。しかし基本課題が「3 暴力 (DV 等)」となっており、ここは DV だけではないと書かれているので矛盾が生じているのではないか。政府はマタハラに力を入れている。もう一つは、女性に対する暴力をなくす計画を作成してきたが、男性に対する暴力もありうる、この場合、銚子市はどうするのか、単に女性に対する暴力だけでよいか、あらゆる暴力とは、どこまでをいうのか整理する必要がある。

(委員) マタハラ関係は、先ほど話のあった保健所の防災計画にもつながる所がある。

基本目標Ⅲ 男女がともに輝き、活動できる地域社会づくり（女性活躍推進計画）

(委員) No45「協議会の設置」とあるが、こういった組織の人を呼ぶのか。

(事務局) 一般的にこういった方を揃えなければいけないといった定義はないと思う。市内の事業所や企業の方を想定している。各事業所の女性活躍の取り組みについて、これまで行政側では把握しておらず、11月27日に何社かに集まっていただき、意見交換会を実施する予定。意見交換会を重ね、効果的な取組を模索し、ゆくゆくは協議会の設置となれば良い。

(委員) 今後協議会を設置するにあたり、設置目標によって、こういった人を集めるのかを整理し、考えていただきたい。

(委員) No71.No72.No73の総務課、消防本部の施策で女性防災リーダーや女性消防団員の育成があるが、各課と連携して推進していただきたい。他には市の総合計画と連携した計画となるよう進めて欲しい。参考までに、千葉科学大学の学生も携わって作成した、女性の視点や母親のまなざし、やさしさを取り入れた防災用品「もしものおまもり」も活用していただけるとありがたい。

(委員) No66「女性人材リストの活用」とは、どういう人たちのリストを作成するのか。

(事務局) No62「審議会等への市民公募促進」No63「審議会等への女性委員登用の推進」とリンクするが、審議会等はあて職が多く、そうなるとうしても、ほとんどが男性で構成されてしまう状況。なるべく多くの女性を入れたいが、審議会等へ入ってもらえる女性を見つけることが困難である。他課からも人材を紹介してもらえないかとの意見もあり、様々な機会でお会いした方や国際交流協会の登録過程で出会った方などの情報を提供いただき、女性の人材リストを作成する。そして、担当課から依頼があった時に、人材情報を提供する予定。市ではこういったリストの活用が今まで無く、機能していなかったので、施策として登載した。

(委員) No34「雇用分野の法律等の周知」LGBTについてはこの施策で対応可能か。

(アドバイザー) LGBTをどこかの施策に入れる必要はあると思うが、No34の中では無理ではないか。

(事務局) LGBT 関係の施策の必要性は感じているが、この問題に対して、どのような施策ができるかなど検討段階であり、現時点では登載できていない。ご意見があれば再度検討する。

(委員) LGBT の具体的な像がはっきり分からない。色々な形態がある。

(アドバイザー) L (レズビアン) G (ゲイ) B (バイセクシャル) は性的思考なのでそこまで問題にならない。T (トランスジェンダー) は性の境界にいる人たちで、例えば身なりは男性だが、心は女性という、そういった方をどうするかが問題。

(委員) 例えばだが、就職した後に性転換したいという望みがあるが、就職先で受け入れられないのではないかとといった心配を持つケースもある。

(委員) そういった人もいるんだという事を学校教育などで学習し、認められる社会づくりが大切。

(アドバイザー) 世田谷区の第二次男女共同参画プランをぜひ見て参考にして欲しい。当事者の委員からの要望で、“男・女”という言葉は「基本目標」には使っておらず、“人”という言葉を使っている。

(事務局) LGBT については具体的な施策を盛り込むところまでいかなかったが、理念の部分で“女性も男性も”となっているが“誰もが尊重される”という言い方に変える配慮をするかなど、その辺についても最後にお諮りしたいと思う。

(アドバイザー) 基本目標Ⅲ男女がともに輝き、活動できる地域社会づくり(女性活躍推進計画)のところ、女性活躍推進計画は男女共同参画社会基本法とセットになっているにせよ、ここに記載してしまうと制約がかかってしまうので、文章のなかで“女性活躍推進計画等”などにして説明する方が良いと思う。
もう一点、審議会の23%は非常に低い数字。国は37%くらいで目標が40~60%にしている。この点はもっと強く書いた方が良いと感じている。

基本目標Ⅳ 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

(委員) 婦人科はあるが産科が市内に1ヶ所となってしまう市として対応を考えなくてはいけないのではないかと。災害時など弱い人への対応が必要。市の防災計画などは一定の期間を経て見直しをするかと思うが、ある内容については既

に解決済みとするのではなく、意味のある部分については更新していき、色々と働きかけていただきたい。

(委員) No91「外国人への情報提供」について、防災の面から英語・中国語などの多言語表記を充実させていただきたい。

(委員) No88「ひとり親家庭等に対する経済的支援」の対象は、母子家庭、父子家庭の両方と考えてよいか。

No89「外国人母子等に対する支援」の同行支援とはどういった内容か。

(子育て) No88 についてはそのとおりです。

No89 の同行支援については、ハローワークなどの就労支援時であり、病院などへの同行は行っていない。

(委員) 国際交流の部分で、就業支援だけの同行でなく、もっと長期的な目を見て、千葉科学大学なども交えて日本語を学べるような支援が必要ではないか。複数の課で連携して市民講座のような形で行ってみてはどうか。

(委員) 外国人の方が、市役所で住民登録する際に、相談先など多言語化された案内などがあれば良いのではないか。

(事務局) 国際交流協会が間もなく立ち上がる場所であり、今後連携して対応できればと考えている。他市町村では、生活ガイドの様なものが多言語化されており、本市でも外国人の方が窓口に来た時に配布できる場所まで進めたら良いと考えている。緊急時や心配事を解消できる一覧表を用意できたら良いと思う。

(委員) ワンストップで案内できる窓口があるといい。

(子育て) 子供の手当や医療費関係で窓口に来る外国人の方がいるが、現状としては、外国人の仲間同士で窓口に来て、教え合っていることがよくある。また、医療マップを配布したり、健康づくり課では妊娠届の際に、いくつか外国語版での案内をしているようだが、ここだけの問題ではないなど、今のご意見を聞いて感じたところ。他課と連携を図ってこれからやっていかなくてはならないと思う。

(アドバイザー) 基本目標Ⅳについては外国人のことを良く書かれているので、基本計画を十分反映した、すばらしい計画になるだろうと思う。

基本目標Ⅴ 計画の推進

(事務局) この分野は前回と変更点なく、引き続き粛々と進める部分である。

(アドバイザー) 98 項目の施策があり、どの程度実施されたかをチェックする必要がある。他の自治体ではこれを行っている。問題のある施策については何点か選び、市長や委員会などに報告すると、実行性が出てくる。こういったことをすれば、市の中でも具体化すると思うので、ぜひ検討いただきたい。

(事務局) 市長へ要望として挙げるかたちか。

(アドバイザー) 市長の前で報告し、それを市長から市の職員に文書で流してもらう。

(委員) 年度末に指標や実績の整理はするのか。

(事務局) 指標の有無に関わらず、実施回数や状況をチェックする。

(委員) 指標化できるものについては、(各課)事務局に追記してもらい報告いただきたい。

重点施策について

別紙(資料2)記載の6項目を重点施策として挙げることでよろしいか。

(委員) 水産業では女性が直接、船に乗ることは少ないが、水揚げした後の作業などの役割がある。家族協定を締結する場合、モデルケースの様に、年間の休日数など細かいところまで記載できれば理想的である。ただ、デリケートな部分もあり、締結件数を指標目標にすると現場もとまどってしまうのではないか。

(委員) 家族経営協定について、銚子市と年度はずれているが国・県の五か年計画として制定されている。国・県は目標値として件数を挙げているので、整合性を図らざるを得ないのではないか。農業と漁業では違いがあり、漁業では男性の仕事と女性の仕事が多少決まってしまう部分があるので抵抗があるのかもしれない。

働き方改革というが、実情を調査、整理し女性が働ける体制づくりが必要。

市も計画を立てるなら、企業側にも目標を持ってもらい、みんなが働ける場所づくりを推進していくことが目標となるのではないか。地元の民間企業がどういった施策をとっているのか調査する必要がある。

(委員) 男性の職員の育休も必要。市役所の男性職員も率先して育児休業を取り指標となっても良いのでは。

(委員) 重点項目の配置については、バランスがとれていて良いと思う。Ⅲの働き方改革の推進とワーク・ライフ・バランスの推進の要点が近いものになっていると思う。

(アドバイザー) 政府は働き方改革と女性活躍推進を別に扱っている。働き方改革の基本は長時間労働の是正。Ⅲの中には女性活躍推進が入っていないので、あらゆる分野での女性活躍の推進などとして入れてみてはどうか。今、大きな課題の一つは就業継続で、例えば妊娠、出産後もどのように働き、仕事を継続するかであり、出産後、あるいは子育て後に就業しようとする再就職型とは違う。依然、後者を選択する人の方が多いとは思いますが、男性も女性も働き続けられる社会づくりこそ男女共同参画、女性活躍推進の基本であり、そこは間違えないでほしい。

(事務局) 銚子市男女共同参画づくりの調査結果でも、理想は子供が生まれても働き続ける、現実には仕事を辞めて子供が大きくなった頃にパートや短時間労働で働いているという結果が出ている。就労継続を希望する女性に対して、どのような支援ができるか。雇用側に産休育休を取らせるという認識があまりなく雇用側への理解、徹底を要望するとの意見が一番多い。アプローチする場所は分かっているが、市として一体何ができるのかを把握できていない状況。そこで実情を把握するため意見交換会を初めて実施する。

(アドバイザー) 世田谷の男女共同参画プランを見ていただき皆さんで検討いただきたい。

(事務局) ホームページでの閲覧ができるが、概要版を皆様に後で送ることにする。

(委員) 重点の④働き方改革はカットでよいか。

(事務局) 女性活躍の推進という言葉を入れたうえで、内容について再検討し、次回報告する。

(アドバイザー) 基本理念“LGBT” “女性も男性も一人ひとりが尊重される” 文言等については、次回の会議までにお考えいただきたい。

(委員長) その点については、次回の会議ということでよろしくお願ひしたい。

今後のスケジュールについて

資料6に基づき事務局から説明

(事務局) 12月の中旬以降に次回(第3回)会議を開催予定。日程については、決まり次第お知らせする。1月にパブリックコメントを実施し内容を踏まえたうえで、第4回推進委員会で計画最終案をお示しする。

(委員長) 今後のスケジュールについては事務局案でよろしいか。

(承認)

(2) その他

(事務局から報告)

- ・働き方改革意見交換会 11月27日(月)に開催予定。
- ・子育て広場利用者に対しアンケート調査を実施中、次回の推進委員会で結果を報告する。
- ・女性に対する暴力をなくす運動期間の取組
 - 県チラシ(ドメスティック・バイオレンスを知っていますか)を隣組回覧
 - 11月の広報ちょうしに記事掲載
 - 庁舎へ懸垂幕を設置
 - 虐待防止キャンペーン(イオンモール銚子) 11月25/26日

(工藤委員)

配布資料(「配偶者手当」の在り方の検討について)説明。

(森田主事)

銚子市の地域の実情に合わせた計画が作られることを、県の立場としても支えていけるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願ひします。

(委員長) 本日の会議は以上といたします。